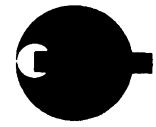


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城 遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〔規 則〕	〇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(会計局総務課)	一	〇会計局事務決裁規程の一部改正(会計局総務課)	二
〔訓 令〕	〇奈良県行政文書管理規程の一部改正(総務課)	二	〇知事の職務を代理する副知事の順序(人事課)	二
	〇奈良県職員服務規程の一部改正(人事課)	二	〇会計に関する書類の様式等に関する規程(平成七年三月奈良県告示第五百九十号)の一部改正(会計局総務課)	三
	〇奈良県副知事の担任事務に関する規程(人事課)	二	〇会計管理者の印の定め(会計局総務課)	三

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条 奈良県知事及び奈良県出納長の職務代理に関する規則の一部改正

第一条 奈良県知事及び奈良県出納長の職務代理に関する規則(平成八年三月奈良県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県知事の職務代理に関する規則

第四条及び第五条を削る。

第三条 奈良県職員委員会規則の一部改正

第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第二条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号を第三号とする。

(奈良県恩給等支給規則の一部改正)

第四条 奈良県恩給等支給規則(昭和三十四年十一月奈良県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

(奈良県予算規則の一部改正)

第五条 奈良県予算規則(昭和三十九年三月奈良県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第十条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十二条中「直ちに」を「直ちに」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十三条第一項及び第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項

第十八条第三項並びに第十九条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(奈良県庁舎管理規則の一部改正)

第六条 奈良県庁舎管理規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「出納長室」を「会計管理者室」に改める。

(奈良県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第七条 奈良県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

第九号様式及び第十号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

第十二号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

第十三号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

第十四号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

(奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部改正)

第八条 奈良県自動車税証紙条例施行規則(昭和四十二年三月奈良県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第五号様式及び第十号様式中「~~出納長~~」を「~~出納長~~」に改める。

(奈良県会計規則の一部改正)

第九条 奈良県会計規則(平成七年三月奈良県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む)、第七条、第八条第二項、第十条及び第十四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十五条第一項、第二項及び第三項前段中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項後段中「第一項」を「同項」に改める。

第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第四項、第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十四条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条第六項、第三十条第二項、第三十一条、第三十二条第三項から第十項までの規定、第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条並びに第三十七条第一項及び第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十八条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に、「前項」を「第一項」に改める。

第三十九条第一項、第四十条第一項から第三項までの規定、第四十一条、第四十二条第一項の表第一号、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十八条第一項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第三項及び第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十九条第一項から第四項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第五十三条、第六十六条、第七十一条、第七十二条第二項、第七十三条の見出し並びに同条第一項及び第二項、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第七十九条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

奈良県訓令第1号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾
第七条第一項第五号中「出納長名」を「会計管理者名」に改める。
第十一条第四号中「出納長印、会計局長印」を「会計管理者印」に改め、同条第五号中「及び健康安全局長印」を「健康安全局長印及び会計局長印」に改める。
第十八条第三項第三号中「出納長決裁」を「会計管理者決裁」に改める。

奈良県訓令第2号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾
第二条第十九号イ中「エからクまで」を「ウからクまで」に、「オからクまで」を「エからクまで」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オからスまでをエからンまでとする。

奈良県訓令第3号

各部課室
各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定める。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

- 副知事 橋本弘隆の担任意務
- 一 福祉部、生活環境部、土木部及び水道局に関すること。
- 二 行政委員会のうち教育委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。
- 副知事 滝川伸輔の担任意務
- 一 総務部、企画部、商工労働部、農林部及び会計局に関すること。

二 行政委員会（教育委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

奈良県訓令第4号

会計局

会計局事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三条の見出し中「権限に係る」を削り、同条第一項中「係る事務」の下に「（以下「知事の手続」という。）」を加え、同条第二項中「権限に係る」を削る。

第四条の見出しを「（会計管理者の事務の専決）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「係る事務」の下に「（以下「会計管理者の手続」という。）」を加え、同項を同条とする。

第五条の見出しを「（知事の手続の代決）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「事務」の下に「（知事の手続に限る。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「事務」の下に「（知事の手続に限る。）」を加え、同項を同条第二項とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（会計管理者の事務の代決）

第六条 会計管理者が不在のときは、会計課長がその事務を代決することができる。

2 会計課長が不在のときは、会計課長補佐がその事務（会計管理者の事務に限る。）を代決することができる。

告示

奈良県告示第百三十七号

奈良県知事職務代理に関する規則（平成八年三月奈良規則第五十七号）第一条の規定により、知事職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

第一順位 副知事 橋本弘隆
第二順位 副知事 滝川伸輔

奈良県告示第百三十八号

会計に関する書類の様式等に関する規程（平成七年三月奈良県告示第五百九十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

第一号様式（その三）、第二号様式（その二）、第三号様式（その二）、第四号様式、第六号様式（その一）、第八号様式（その二）、第八号様式（その三）及び第九号様式（その二）中「奈良県監理官」を「奈良県監理官」に改める。
第十号様式中「監理官」を「奈良県監理官」に改める。

奈良県告示第百三十九号

会計管理者の印を次のとおり定め、使用する。

なお、昭和三十九年三月奈良県告示第五百十五号（出納長及び出納員の公印）で告示した出納長の印は、平成十九年七月二日限り廃止した。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

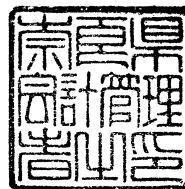
会計管理者の印

小切手用



注 縦横 18ミリメートル
18ミリメートル

一般事務用



注 縦横 24ミリメートル
24ミリメートル

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。